

令和2年11月6日発行

行政と町民の調和（ハーモニー）



第154号

草津町議会だより  
Harmony

武具脱の池

# 第5回 9月定例会 平成30年度 決算を認定

議案（決算認定について）

- 第1号 一般会計
- 2号 国民健康保険特別会計
- 3号 介護保険特別会計
- 4号 後期高齢者医療特別会計
- 5号 公共下水道事業特別会計
- 6号 前口簡易水道事業特別会計
- 7号 水道事業会計
- 8号 温泉温水供給事業会計
- 9号 千客万来事業会計

## 決算の認定とは？

決算は、4月～翌年3月までの1年間（＝会計年度）の予算と実績を対比して作成されます。

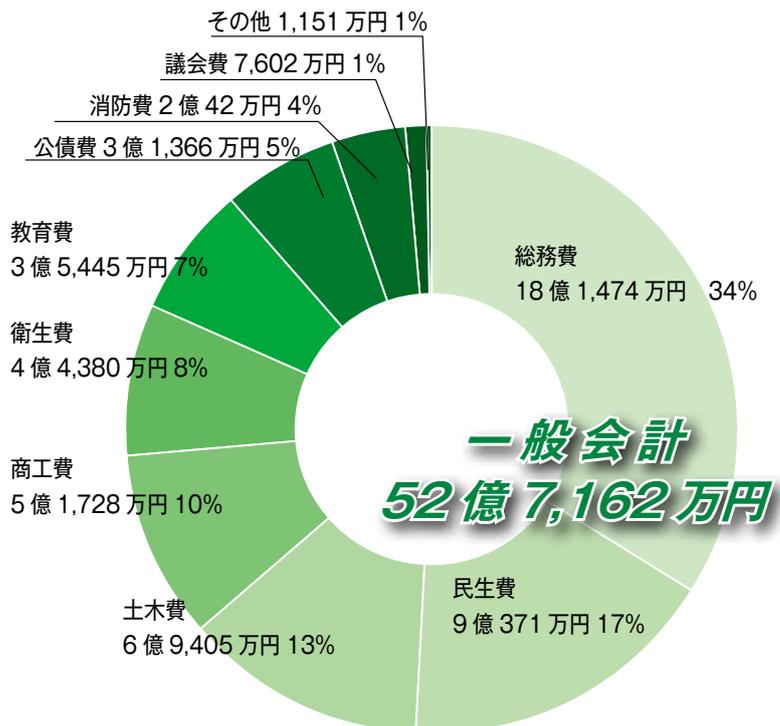
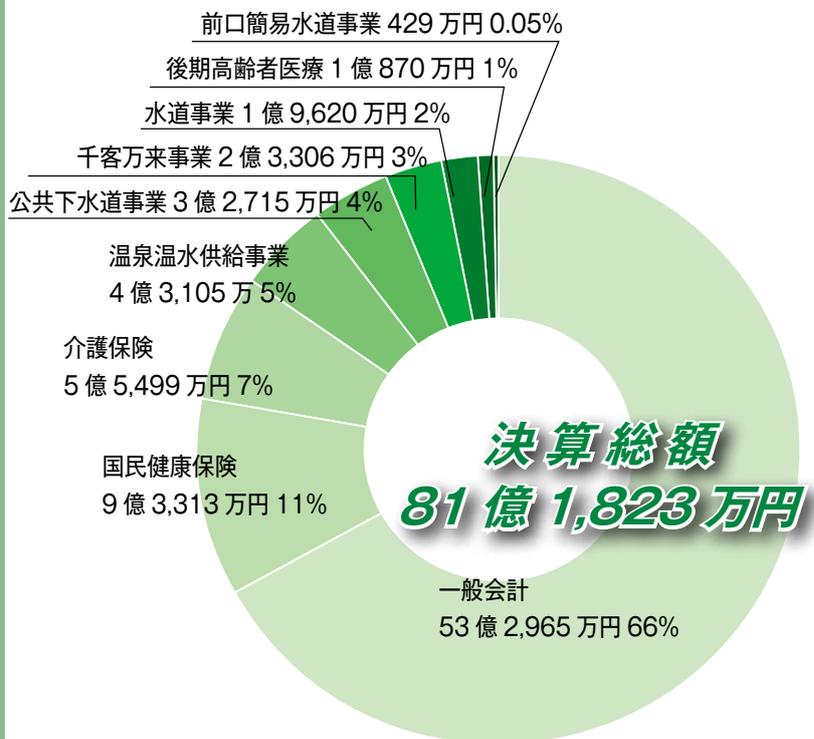
会計管理者は会計年度ごとに決算書を作り、出納閉鎖後3カ月以内に町長へ提出しなければなりません。提出された決算書は、監査委員による審査を経て、最終的に議会の承認を得ることで認定となります。

## 一般会計とは？

自治体にはいくつかの会計があり、会計ごとにお財布が分かれています。

このうち「一般会計」のお財布からは、福祉・教育・消防・道路事業など、住民の暮らしに直結する幅広い事業を行うためのお金が支出されます。

草津町には一般会計のほか全部で9つの会計があります。これらの会計の決算は、それぞれ個別に議会の承認を得る必要があるため、議案も9つに分かれることになります。



# 令和元年度 決算審査意見

## 一般会計

滞納額の減少は、町の滞納整理に対する毅然とした対応と努力成果の現れと大いに評価する。今後も滞納額の解消に一層努めてほしい。一方不能欠損処分については1700万円近くと高額であり、法に基づいた処分とはいえず、不公平感を招くような安易な処分にならないよう切に要望する。

今後コロナ禍の影響等により、減収予想は払しょくできない状況である。事業計画の精査や必要性の選択、合理化が求められる。



宮崎 公雄  
監査委員



浅香 勝  
代表監査委員

## 国民健康保険特別会計

医療費について加入者数は減少しているが、医療の高度化により一人当たりの医療費が昨年に引き続き増額となっている。滞納額は減少しているが、更なる努力を望む。不能欠損に処分については、処分の対象となるまでの間、生活実態調査等を慎重に行い解消に努めていただきたい。

今後も各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費の削減対策を行い、健全運営に向け一層の努力を願いたい。

## 介護保険特別会計

65歳以上の高齢化率は今年も上昇し、一人当たりの給付費も増加傾向にある。今後、地域支援体制の充実を図り、給付費等の抑制につながる体制づくりが必要である。

滞納額は年々減少しているが、滞納額の30%を不能欠損で処理していることは平等性を欠くことになるので、今後は特に注意されたい。

## 後期高齢者医療特別会計

高齢化により対象者が増加しているが、医療費は前年より減少している。

保険料の収納率については良好な状態を維持している。滞納額は年々減少してきており、地道な努力が見受けられるが、依然として百万円に近い額であり、しっかりとした対策を講じていただきたい。

## 公共下水道事業特別会計

下水処理場の再構築事業

が2年目を迎え、今後数年にわたり高額な支出が予想される。事業の内容をよく把握し、経費の削減を図るよう心掛けてもらいたい。現有する施設や機器類の維持にあたっては、補修計画を立て適正化を図り、料金の適正な設定や徴収率の向上、並びに滞納の解消に一層の努力をお願いしたい。

## 前口簡易水道事業特別会計

今後も水量水質の安全、安定供給の維持に努めるよう要望する。

滞納額について、解消可能範囲と考えられるので、解消に向け更なる努力を願いたい。

## 水道事業会計

優良な会計だが、滞納額の高額化が懸念される、関係課と連携し速やかに対処し、また大口の滞納者にも給水停止処分など厳しい態度で臨むことを要望する。

供給ラインの計画的な整備更新を行い、未然に破裂事故等を防ぎながら、安定した水の供給を期待する。

## 温泉温水供給事業会計

純利益が前年度を大きく上回る増額となった。滞納額においても現年度分、過年度分共に減額となり、不納欠損においても昨年度の半分となり良好な結果となった。

今後も計画的に施設整備の修繕、更新整備を実施し安定した温泉、温水の供給に努めていただきたい。

## 千客万来事業会計

今年度は浴場施設を中心に売り上げを伸ばし、平成29年度に未収金となった施設使用料が、全額納入となるほど好調な年度であった。

来年度は、コロナ禍の影響による減収が推測されることから、夏季営業の増収を見据えた新規事業の展開や、大滝乃湯・西の河原露天風呂・御座之湯の3湯を一体としたPR、また、熱乃湯とのタイアップ等創意工夫をし、安定的で健全に経営体質を構築していく必要がある。

# 令和元年度 決算総括質問



中澤康治 議員

## 財政力指数について

地方自治体の財政力を表す指数が1以上になると地方交付金が支給されない団体として一目置かれると言われる。草津町は0・729で全国平均を上回ってはいるが、地方自治体の本来の姿を実現し独立性を強化することを目指しませんか。

## 町長

財政力を高める施策をとることがあるが、あえて私は財政力指数を下げる手法を判断した。何とか町が民間を応援することができないかということの中で、固定資産税の中の建物に係る固定資産税の減免をする

という判断をした。町民経済を第一にするのが私の仕事だと思いき、現在でもこれを進めている

## ふるさと納税について

草津町は9億5千万円と群馬県では一番だが、今後この制度は見直されると考える。ふるさと納税は寄付であるが、その使用目的は「町長一任」が多いと聞いたが本当か？

地方自治体の長に個人的に膨大な寄付があり、自由に使つていいような錯覚になる。極論だが、このような制度は緊急事態のために基金に回すべきと思うがいかがか。

## 町長

五つのメニューにまよつており、最近多いのが、温泉観光及び産業振興に関する事業と、その他町長が必要と認める事業、この2つを合わせれば70%近くが

観光関連に使つて結構ですよというお墨つきをもらつている。私個人がふるさと納税を受けているわけじゃなく、その使い道については、当然のことながら議会の議決をもらわなければ事業というものは進められないということになる。

ふるさと納税は、寄附金ですから財政の収入として基準財政収入額には入れない。

## 草津温泉のPRと心構えについて

草津温泉は観光経済新聞の「箱根」が見当たらないのにつぼんの温泉100選において連続17年間日本一となつたことは素晴らしい。そこで

・最強のライバルである「箱根」が見当たらないのはなぜか。

・来客に若い人が多い理由はなぜか。

・年間入込数320万人を超えたと言うが、宿泊客はあまり増えていない理由は？

## 町長

草津町温泉、観光経済新聞の連続一位であるというところで、私も大変素晴らしいことだと思つております。

箱根の事案のことが書かれていますが、これは私、答える義務がない。もしやるのであれば自分で研究して、新たに一般質問でしていただきたい。

草津町に若い人が多い理由というのは偶然ではない。私は若い人に受ける町づくりをしてきた。百年前に時代を遡及し、百年先に通用する町づくりというものを目指してきた。そうすると、田舎っぽい町になると判断されるが、その中で、レトロ口であるけれども、おしゃれでクラシク性にも受けられる町づくりをしてきた。ただ漠然と増えたわけではないと理解をしてほしい。

それから、宿泊が伸びていないという質問ですが、それは間違いである。宿泊が全体の130%の伸びで、日帰りより宿泊が伸びてきている。私が就任した当時から見ると、ホテル・旅館の宿泊単価が低迷していたが、稼働率が上がり、かつ宿泊単価が上がったという、そういう効果が出てくる。

## 滞納問題について

滞納があるということ、その町民が困っているということ。誰も置き去りにしない町政には町民を皆豊かにすることではないのでしようか。滞納の処理に不納欠損処理がある。この額が増えるとな一部の人が払わなくていいことになる。またその人たちに恩を売ることでもでき、悪の温床にもなりかねない。町民の債権を放棄することになるので、多少費用がかかつて

# 令和元年度 決算総括質問

も時間をかけても、そして滞納額がなかなか減らなくても、粘り強く上手に回収することはできないだろうか。それには①債権を分類し②時効の管理を行い③滞納整理事務マニュアルを作成④債権管理台帳を完備等により、私情を挟まず客観的なシステム構築が必要だがいかがか。

## 町長

滞納の不納欠損処理は恩を売ることにもなり、悪の温床になりかねない。町民の債権を放棄することにもなるというふうに述べたが、黒岩町政は、地方税法十五条の七に基づき処理をしております。その中で、一番が滞納処分をすること、二番が滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく逼迫させるおそれがあること、三番目が滞納者の住所及び滞納処分をすることができない財産がともに不明

であること、これらを考慮して物事を進めている。不納欠損の処理を恩を売

るためにしているような発言というのは、許されるものではないと思う。

私は過去のことはもう済んだということで、一切触れてこなかったが、あなたが滞納の不納欠損問題に火をつけてしまったと。改めて調査をしたが、あなたが代表取締役社長であった会社は、民事再生法の適用をしましたが、その民事再生法をする前に、町の租税関係を不納欠損処理している。あなたが社長として町に申請をし、あなたの甥っ子になる前町長が処理をした。利益相反に当たる可能性がある。

## 人件費とITについて

一般会計の人件費が減り少数精鋭には敬意を表す。そのコロナ禍でリモートワークなどIT技術がいかに必要か見直されているが、

効率をあげるためには極めて大きな流れである。

・「エクセル」に精通している職員は約何人いるか？  
・「マクロ」をこなしている職員は約何人いるか？  
・「VBA」を使える職員は約何人いるか？

・予算書や決算書を製本のほかに「エクセル」ファイルで供給できるか？

## 町長

エクセルについて質問しているが、これは決算に関する問題ではなく一般質問であるという認識をしている。

## 温水について

冬の暖房問題として、灯油はCO2を出し災害をもたらす地球温暖化の元凶で、重いし取り扱いも悪い。貴重な温泉エネルギーを「温水暖房」に使用できないか？また、温泉の温度を下げるためにできた副産

物「温水」は高すぎる。純利益が6千万円も出ているのなら15%は下げられると思うがいかがか。

## 町長

純利益6千万円は会計上の利益であり、温水使用料を検討する上では、損益で計上している現金での利益のうち、温水の営業利益は300万円しか出ていないことを認識していただきたい。

## 千客万来事業会計について

コロナ禍では「危険だから来ないで」というブレーキと「安全だからいらつしやい」というアクセルが必要だったが、そろそろ「白根も危険だから通るな」というブレーキを外し、「どうぞご覧ください」というアクセルが必要ではないか。自己責任でも、多少リスクを冒しても白根火山口プウエイの復活や天狗山第一駐車場を夜間開放し、

## 町長

西の河原露天風呂を終夜営業するなどを考える時期ではないでしょうか？

白根山の問題であります。これは気象庁と火山学者、道路管理者である群馬県、そして草津町、この四者が合意しない限り、道路は絶対に開くことはない道路を開けるか開けないかは道路法四十六条が該当してくるということで、この法令の遵守と、そして気象庁が発表するレベル運用の問題の中で、非常に難しい判断をしている。ただ開ければいいというそんな簡単なものではない。  
次に、ロープウェイの復活、天狗山第一駐車場夜間開放、西の河原露天風呂終夜営業すること、これは一般質問でありますので、お答えしません。

## 条例改正

○議案第10号(民)  
草津町国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、感染が再拡大しつつあり、さらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合に、休みやすい環境を整備することが重要であるため、草津町国民健康保険条例においても、傷病手当金を創設し所要の改正を行いました。

## 補正予算

○議案第11号(総)(民)  
R2一般会計補正予算(第5次)

【補正額】2億2077万円  
【総額】58億1539万円

主な内容(歳出)		
町有財産管理事業	+	1,530万円
財政調整基金事業	+	1億5,800万円
新型コロナウイルス関連町内経済対策事業	+	2,500万円
町単独道路等整備事業	+	840万円
街並み環境整備修景助成事業	+	729万円
小学校安全管理対策事業	+	293万円

○議案第12号(温)

R2温泉温水供給事業会計補正予算(第1次)

【補正額】—292万円  
【総額】4億3312万円

- ・人件費 —333万円
- ・商標登録出願委託料
- ・時間湯ボスタ―印刷製本費

○議案第13号(温)

温泉引用者移転許可

【施設名称】(仮称)新東京モーターズ  
【源泉名】万代源泉  
【給湯量】10ℓ/分  
新(株)新東京モーターズ  
代表取締役 津野桂子  
旧 柄沢 洋

## 人事

○議案第14号

草津町固定資産評価審査委員会の選任に関する同意

・湯本 富三郎 さん(再任)

○議案第15号

草津町教育委員会の任命に関する同意

・松村 宏志 さん(再任)

○推薦第1号

人権擁護委員候補者の推薦  
・荒木 彰彦 さん(再任)

○選挙第1号

吾妻環境施設組合議会議員選出  
・黒岩 卓 議長

## 報告

○報告第1号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告  
すべての財政指標が基準内に収まっているとの報告がありました。

○報告第2号

※第三セクター等の会社にかかる決算報告  
観光公社、社会福祉協議会、白根草津パークランド、にしあがつま福祉会、草津温泉フットボールクラブの決算報告がありました。

○報告第3号

温泉引用者名義書き換え  
【施設名称】エラスコートアライペンション  
【源泉名】万代源泉  
【給湯量】9ℓ/分  
新 荒井 亨  
旧 荒井 岩江

## 発議(議員提案)

○発議第1号

「愛郷ぐんまプロジェクト泊まって!応援キャンペーン」の再実施を求める意見書の提出  
提出先 群馬県知事  
要旨

七月まで実施された「愛郷ぐんまプロジェクト泊まって!応援キャンペーン」は、宿泊施設側が宿泊客一名あたり千円の負担をする必要があったものの、仕組みが簡便でわかりやすく、また県内移動のみという形態による安心感も手伝って、特に七月の売上を下支えする原動力となりました。宿泊業界において、再実施を求める声が数多く出されている現状を鑑み、草津町議会においても県に対して意見書を提出いたします。

※第3セクターとは  
地域開発などのために、地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)が共同出資して設立する事業体のこと。公共的な事業を、民間の資金と能力を導入して行おうとする、民間活力活用の方式の一つです。

## 定例会

# ことが ました

議案はそれぞれの担当委員会で詳細な審議が行われた後、最終日の本会議で議決されました。

- (総) 総務観光常任委員会
- (民) 民教土木常任委員会
- (温) 温泉温水対策特別委員会

# こんな きまり

○発議第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

要旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けることのないように、地方の行政サービスを安定時、持続的に提供するための地方税、地方交付税の一般財源総額の確保・充実をするよう国会・関係行政庁に意見書を提出いたします。

9月25日開催  
臨時議会

○議案第1号 総

草津温泉地蔵高台施設等の設置及び管理に関する条例の制定

来年4月にオープンを予定する地蔵高台施設の設置及び管理について必要な事項を定めました。

【制定事項】

- ① 主旨
- ② 施設名称
  - ・ 漫画図書ギャラリー
  - ・ 地蔵カフェ
  - ・ 地蔵高台広場
- ③ 事業
- ④ 管理
- ⑤ 申請・許可
- ⑥ 使用の制限
- ⑦ 開館日及び時間等
- ⑧ 使用料・利用料金
- ⑨ 指定管理者が行う業務
- ⑩ 指定管理者が行う管理の基準
- ⑪ 委任

○議案第2号 総 民

R2一般会計補正予算(第6次)

【補正額】 1億2786万円  
【総額】 59億4325万円

○議案第3号 民

財産の取得

【取得する財産】  
学習用端末タブレット  
機器購入335台  
【契約の相手方】  
(株)ナブアシスト  
代表取締役 望月明夫  
【契約の方法】 随意契約

主要内容(歳出)		
町有財産管理事業	+	2,283万円
財政調整基金事業	+	4,500万円
高速バス等ラッピング事業	+	2,966万円
避難所感染予防対策事業	+	2,004万円
小学校新型コロナウイルス予防対策事業	+	263万円
中学校新型コロナウイルス予防対策事業	+	223万円

請願・陳情一覧および審議結果

件名	要旨	請願・陳情者	付託委員会	審査結果
「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」	新型コロナウイルス感染症の影響を受けることのないように、地方の行政サービスを安定時、持続的に提供するための地方税、地方交付税の一般財源総額の確保、充実をするよう国会・関係行政庁に意見書を提出していただきたい。	群馬県町村議長 会長 中澤太郎	総務観光 常任委員会	採択
千代の湯・地蔵の湯の貸切利用についての陳謝状	知用の・地蔵の湯を有料貸切風呂として利用可能にしていただきたい。	草津町 霜田利夫 外5名	温泉温水対策 特別委員会	主旨採択
温泉権名義の移転の不透明事案の調査と開示を求める陳情書	株式会社中澤ヴィレッジさんの温泉権の移転の経緯に全容について、つまびらかに町民の前に明らかにしていただきたい。	草津町 園田恵一	温泉温水対策 特別委員会	採択

# 委員会審査・報告

## 総務観光常任委員会

### 付託議案

議案第11号 R 2  
一般会計予算（第5次）

Q 新型コロナウイルス関連  
連町内経済対策事業とは？

A 令和2年4月1日～令和2年10月31日までに、飛沫防止パネル・非接触型体温計・消毒液などの購入費に対して補助率4分の3、上限10万円の補助をする。

Q 園費の委託料とは、頌徳公園のものか？

A 頌徳公園の境界確定によるもの。

### 【陳情5】

地方税財源の確保について  
群馬県町村議会議長会会長より「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事の

ないように、地方行政サービスを安定的、持続的に提供するために地方税、地方交付税の一般財源総額の確保・充実をするよう国会・関係機関に意見書を提出していただきたい」との陳情です。

慎重審議の結果、採択としました。

### 付託議案外

スキー場などの冬季営業について

新型コロナウイルス感染症による外出自粛などで、営業収益が減少する中、指定管理者である（株）草津観光公社の経営悪化が懸念されることから、今後も施設や経営方針の対応について要望しました。

ふるさと納税の状況について

8月末現在、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、概ね好調であり2割減程度で推移している

との報告がありました。

## 民教土木常任委員会

### 付託議案

議案10号  
草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

Q 町独自の条例改正なのか？

A 国と県より改正が望ましいということから、草津町健康保険条例に於いても、傷病手当金を創設し、所要の一部改正を行うものです

議案11号 一般会計  
補正予算（第5次）

Q ベルツこども園の職員が減ったが現在の職員は足りているのか？

A 事務員が1名減り、現

在の職員は30名、うちパートが7名です。人数は足りています。

Q 町単独道路整備事業の内容は？

A 電磁流量計の購入及び防護柵の設置工事。防護柵は今後も観光地として雰囲気のあるものを設置していきたい。

Q 中島団地修繕費200万は何部屋分ですか？

A 1部屋分です。痛みが早く修繕にコストがかかってしまう。

Q 耐震対策事業の返還金はいくら？

A 前年度繰越分です。

Q 何施設が対象になっていますか？

A 6施設が対象です。

Q 町から指導などしていますか？

### 付託議案外

GIGAスクール構想環境整備事業について

・県の共同調達ですと時間がかかる為、郡による共同調達としました。

Q 専門の先生はいますか？

A 全教員を対象に研修を進めています。

水源調査の結果について

・2か所調査し、1か所が水質・量ともに今後利用できる結果ができました。

Q 今後、大型施設の建設も予定されているので、貯水池の増設の考えはありますか？

A 年々使用量が減ってきている。採算が合わないことが予想されるため考えはありません。

# 委員会審査・報告

## 温泉温水対策特別委員会

### 付託議案

議案第12号R2  
温泉温水供給事業会計  
補正予算(第1次)

商標登録  
時間湯↓伝統湯

議案第13号  
温泉引用者移転許可

〔陳情6〕千代の湯、地蔵の湯を有料貸切風呂として利用可能にして欲しい

・千代の湯は観光的要素が多い  
・地蔵の湯の貸切風呂に賛同するが、誰が入ったか記帳を残す必要がある。  
・千代の湯は現状上手くいっているのに、地蔵の湯のみなら良い。  
・もう少し現況をみてから

ではどうか。

・千代の湯は観光的要素が多い  
などの意見がだされ、委員会としては主旨採択とした。

### 付託議案外

草津町における温泉引用許可は、「草津町温泉使用条例」で定められている。近年の経済環境の変化、会社法の新設、引用許可、個人の相続による移転、特に会社の民事再生法による事例で温泉移転分担金の公平さを欠く事例が見受けられ、特に町政の中枢にあつた人の経営する会社で意図的に移転分担金の不納付の実態の報告があつた。委員からは当局に対し、町民に納得のいくような対応を取って欲しい旨の要望が出されました。

## 災害・経済対策特別委員会

### 付託議案外

草津白根山の状況について  
現在の火山活動状況について説明がありました。

草津白根山については、以前より落ち着いてきているものの、現時点では、噴火警戒レベルを下げられる状態ではないとのことです。

### 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、PCR検査の陽性反応者が確認された場合の説明を受けました。

また安心に繋がるよう、連絡先を明記した内容を広報するよう要望しました。

## 資格審査特別委員会

当委員会は、令和2年9月1日の本会議において、後藤議員より資格決定要求書が提出された。内容は新井祥子議員が町内での居住実態が無いとし、同議員の被選挙権の有無について、

地方自治法に基づき、調査する資格審査特別委員会の設置を求めました。結果、採決となり設置となりました。

本件の被要求議員である新井祥子議員について、居住実態を確認するために本人の住所地の水道、電気の使用、アパート賃貸借契約書及び家賃の支払い、税の納付書、議会の議案配布に関する状況、議員報酬の振込先口座金融機関の所在地などの調査項目を確認した。

当局から水道料金は、発生していない。税金は払っている。議案配布は現住所

に行つてもいない為、連絡を入れると、役場に取りに来ることが多かった。などの説明があつた。

尚、現住所である大蔵アパートの持ち主へ確認したところ、昨年4月から賃貸借契約はしておらず、また家賃の収納もないとの証言を頂いた。

今後は、本人より弁明をする機会を設けること。また、未回答分の調査継続と区費、衛生組合費の支払い状況を確認する事とし、継続審査することになりました。

公職選挙法(引き続き)3ヵ月以上市町村の区域内に住所を有するもの。かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するもの。

民法(住所とは生活の本拠をその者の住所とする)。

※本拠の定義：生活の中心であることから、基準が滞在時間や賃貸借契約の有無、各種公共料金の支払いの有無が考えられる。

議案第1号 R1  
一般会計歳入歳出決算認定



湯本晃久 議員

**問** 墓苑管理料滞納について  
電話催促や訪問を強化

**答** 収入未済額が年々増加傾向にあるが徴収状況はどのようになっているか

**問** 住民課長 現年度の収納率は90.7%で2.8%減、滞納繰越分は4.1%で4.4%減。今年度の滞納繰越者の収納率は8%となっている。電話催告や訪問、町外者も多いので居住等調査により徴収に努めたい。

**問** 雑入項目について  
各課の多岐にわたる項目の雑入と表記された項目の内容を説明してほしい。

**答** 教育委員会事務局

中学校グラウンドピアノ入替えの旧ピアノ引き取り、図書館のコピー代等で33万1244円。

**問** 総務課長 信用保証料

の補助金の返戻金53万1110円。歳出還付の年度またぎに係る受け入れて6万9300円。群馬緑の県民税延長による納付書へのパンフレット封入手数料が6万9470円。

**問** こどもみらい課長  
子ども園隣接の温泉課ポンプ室電気料の使用分として温泉課からの歳入29万3465円。

**問** 生活環境課長 落雷被害に対する火災保険355万6989円。

**問** 福祉医療費納入金とは？

**答** 福祉課長 学校等での子供のけが、交通事故等の第三者行為による返還金及び高額療養費等の返還金。内訳のほとんどが高齢重度の方の高額療養費及び高額介護合算費であり、元年度納入金のうち約87万円となっている。群馬県監査で診療報酬請求に誤りが確認され該当する診療機関より約23万円の返金があった。このため元年度は例年に比べて多額。

**問** 損失補償金回収が昨年より60万円ほど減じたが内容は？

**答** 総務課長 町等が融資額を一部立替えて返還をする小口資金の代弁済の回収金を保証協会の方に収め、これを代弁済の割合に応じて草津町の方に戻し入れをする制度。事業者の金額に応じ計算される。

**問** クリーンセンター運営事業の機械等器具費は？

**答** 焼却作業を安定的に行うための緊急的な部品購入

**問** 事業内容、実施時期は？

**答** 生活環境課長 令和元年12月に排ガスの温度調整を行う電磁弁が故障。ダイオキシン対策のため大至急購入。今年1月には、ごみクレーン吊り金具に不具合が発生し緊急的に購入。事故を未然に防ぎ安定的な焼却作業を行うため購入させていただいた。



有坂太宏 議員

**問** 入湯税の不能欠損について  
旅館の滅失により滞納の解消ができず執行停止したものは？

**答** 入湯税はお客様からの預り金であると思うが不能欠損が発生するのはなぜか？

**答** 税務課長 確かに預かり金であり滞納ということはおかしいと取られてしまいが税務課としてもなるべく努力をしてきた。今回の不納欠損処理により今までずっと積み重ねてきた滞納の部分についてはゼロとなった。他に現年分の150万円ほどの滞納分があるが現在では解消している。

**問** 町有不動産使用料とは？  
役場庁舎の土地賃借料

**答** 総務課長 主に役場庁舎が建っている土地に対する賃借料で500万円が計上されている。

**問** 温泉水事業会計と水道事業会計への繰出金の内容は？  
施設建設に係る地方債の償還等

**答** 総務課長 ベルツ温泉センター建設時の地方債の残額を今のベルツ子ども園の建設のため償還をしなければならぬということ。温泉水事業会計、水道事業会計から借り入れており毎年返済をしているもの。この繰出金は令和2年度で終了予定。温泉事業会計に対してはバスターミナルの指定管理関係もある。



中澤広夫 議員

**問** 基金の決算残高について  
大胆な投資により財政改革が進んだ

**答** 9会計を合算した考え方としてキャッシュフロー的にどのくらいの資金、負債があるのか。

**問** 町長 異なった会計の資金を一緒にすることは本来間違っているが、私は財

# 議案質疑



金丸勝利 議員

議案第1号 R2  
一般会計補正予算（第五次）

布は一つという考え方を保持している。令和元年度の当初予算時点では全会計の合計予算額は62億6700万円。私の就任時と比較すると借金は半分以下に、預金関係は約2.2倍になっている。行政というのは何の仕事もしないと、なんとなく資金が溜まっていくが、これでは町は活性化しない。草津町では福祉、教育、町づくり等に思い切った投資をした結果、いろんな資金を生み出した。ふるさと納税も町づくりがなければ半分になっていたかもしれない。ボーナス的にふるさと納税があり、仕事を、投資をしながら借金を減らし預金を増やしていく。国や県からの評価も高く、おおよそつばな数字で言えば、そのくらい財政改革が進み、民間経済を豊かにして、民間も経済が富裕してきたと思っ

【商工費―工業振興費（新型コロナ関連町内経済対策事業）】

**問** 事業内容について  
**答** 万一の新型コロナ感染症発生における事業所支援

**Q** 事業内容についての詳細を説明してほしい  
**A** 総務課長 草津町新型コロナウイルス感染症発生事業所対策支援金500万円は草津町の事業所において万が一陽性者が発生した場合にその事業所に対する最大100万円の支援金というもの。町内での多発は想定していないため予算では5件分。事業者側があらかじめ感染症の予防対策を十分に講じていること、感染の因果関係が明らかかなこと等の条件を付すこととし申請、審査の手続きとなる。



後藤文雄 議員

【商工費―観光総務費】

上限として交付をするというような形で考えている。草津町観光協会が主導して実施している安心PRツールの認証に掛かった費用を補助する形で観光協会や商工会、旅館協同組合を通じて草津町に申請をしてもらう制度設計で準備を進めている。

**問** 国の交付金が計上されていない理由は？  
**答** 臨時交付金は内容が多岐にわたるため概略をまとめて

【町債―臨時財政対策債】



有坂太宏 議員

**問** コロナ問題による各種イベントの中止の影響は？  
**答** 行政としても万一の新型コロナ感染症発生における事業所支援  
**Q** 経済損失は計り知れないがイベントを中止にするだけでなく継続的な誘客対策に切り替えられないか。  
**A** 町長 イベントの中止により一旦は予算を減額するが、業界の皆さんの知恵を採用しながら町の予算や国の補助事業を確保したい。私が経済に舵を切っているのはお判りいただいていると思う。この草津町が存続できないし、みんな潰れてしまうという危機感を持って行行政として可能な手は全て打っておきたいと考える。

**Q** 町債の臨時財政対策債の増額により草津町の残高がどれくらいあるのか。臨時交付金は9月30日期限であったと思うが今回計上されていない理由は？  
**A** 副町長 臨時交付金1億2600万円と上限が決まっているのになぜ計上されていないかということだが、事業内容が多岐に渡ってよいということ概略をまとめており今回の補正予算には間に合わない。9月中に臨時議会を開催いただき上げさせていただきたい。

**A** 総務課長 今回600万円を増額補正。一般会計の令和2年度末現在高が33億500万円となる見込み。臨時財政対策債のみで見ると約25億1千万円の残高になる予定。  
**A** 町長 先ほどの中澤広夫議員の基金の決算残高についての質疑の答弁では臨時財政対策債は含まない計算である。



湯本 晃久 議員

## 新型コロナウイルス対策 ／差別防止の呼びかけを

新型コロナウイルス対策では、町長の陣頭指揮の下、健康推進課を中心に様々な準備、対策が行われており、今定例会で承認された補正予算でも的確な対策費用が計上されていることに、深く敬意を表す。

※一般質問は質問者の責任で編集されています。

そんな中、各地でPCR等の検査において陽性反応があった方、あるいは身近に感染例があった方々に対する『コロナ差別』と言われる問題が全国で生じている。ネット上の真偽不明の書き込みや個人の特定、さらには誹謗中傷で、ウィルスそのものよりも深く心に傷を負う事例が様々に報じ

られている。

こうした動きに対し、三重県鳥羽市では、市長名で「STOP!! コロナ差別 善意のあなたのその言動、差別につながりません」というメッセージを発し、その防止に努めている。市のホームページでは分かりやすい文章で、差別に当たる具体的な事例、そして市民がどうしたらいいのかわかるように一定の答えが出されている。差別から市民を守るという強い意志が感じられる。

鳥羽市は温泉も豊富で伊勢神宮参拝時の宿泊先としても人気が高く、草津町と共通点がある。草津町では陽性の事例は生じていない(質問時)が、人の行き来が多く、防ぎようのない形で感染が生じることは十分考えられる。その際に当事者や関係者を差別から守る姿勢を明確にすることは、正確な状況把握の上でも必

要と考える。コロナ差別と言われる状況に対し、何らかのメッセージを出されるお考えがあるか、また陽性事例の発生時に心のケアをどう行っていくか、町の考えをお尋ねする。

## 町長

ご指摘の通り、感染した方やその家族の方々が誹謗中傷を受けた事例など度々報道がされている。しかし草津町においては、緊急事態宣言期間中でも、例えば県外ナンバーの車に対する嫌がらせ等の報告もなく、基本的な人権意識は高いレベルにあると考えている。

幸い草津町ではまだ陽性反応者は見つかっていない(当時)が、新型コロナウイルスは誰もが感染し得る感染症であり、また誰もが気づかぬまま他人に感染させてしまう可能性がある。この点は今後において強く訴え

ていきたいと考える。誤解や認識不足から不当な差別や偏見、いじめなどが起こる可能性があることから、メッセージ発信の必要について、今後併せて検討したい。

陽性事例が生じた際の心のケアについては、参考として添付頂いた鳥羽市の資料にあるように、悪いのは人ではなくウィルスである。感染した人を責めるのではなく、一人一人が十分に人権侵害、風評被害を認識して個人のプライバシーの開示、うわさの流布、誹謗中傷、偏見を避けなければならぬ。うわさや誹謗中傷等による心の傷のほか、連日感染のニュースを聞いてみると誰もが不安になり、日常生活にも様々な影響が生じている。ストレス、心の不安を感じている方も多いと思う。インターネットでは、デマ、うわさを含む様々な情報が流出し

ている。正しい情報を得るため、情報源を確かめ、政府、自治体等から適切な相談窓口を探すことも必要。群馬県では『心の健康センター』にて、新型コロナウイルス感染症の不安に対する心の相談を行っている。また当町では、新型コロナウイルス感染症による心のケアに限らず、随時保健センターで相談を受け、事案に応じ適宜専門機関につながる支援を行うとともに、公認心理士、保健師による心のカウンセリング事業を年4回実施している。

先述の通り、全国でも例がないほど踏み込んだコロナ対策だと自負心も持っている。決してかかった人が悪いのではなく、誰でもそうなることを認識しながら行政としても、このコロナ対策に果敢に取り組んでまいりたい。

先述の通り、全国でも例がないほど踏み込んだコロナ対策だと自負心も持っている。決してかかった人が悪いのではなく、誰でもそうなることを認識しながら行政としても、このコロナ対策に果敢に取り組んでまいりたい。



金丸勝利 議員

【人権尊重宣言】などの作戦  
差別や偏見をしない  
させない町

護従事者への差別、偏見が後を絶たない状況にあります。このウイルスは誰もが感染する可能性がある。感染しても心置きなく治療に向かえるよう温かみのある町であることが非常に大切と考えます。

そこで、町長にお聞きします。町は差別や偏見をしない町、させない町として人権尊重宣言などを作成し広く宣言をしていくお考えはありますか。

二点目として、国から国民一律十萬円の特別定額給付金、町から町民一人当たり一萬円の経済対策支援金により、私たちの生活の不安は軽くすることができました。しかし、この給付金対象者は今年の四月二十七日までに生まれた人となっています。このコロナ禍の中、家族との面会も制限され出産をされた方、これから出産に臨む方もいらつしやいます。今年四月一日から明年三月三十一日までに生まれるお子さんは将来の同級生であります。基準日の前後に差異なく町独自の給付をしていただくお考えはありますか。

町長

まず一点目の人権尊重宣言などの作成宣言について

新型コロナウイルス抗体検査の助成制度、そして西吾妻福祉病院でのPCR検査実施体制づくりに尽力していただき、町長に感謝申し上げます。そして医療従事者の方々に深く敬意を表します。

多くの観光客を迎える草津温泉、お客様、そして町民にとって一つの安心を得ることができ感謝します。

さて、この新型コロナウイルス感染は広がり続けています。それと同時に、感染者やその家族、医療・介護従事者への差別、偏見が後を絶たない状況にあります。このウイルスは誰もが感染する可能性がある。感染しても心置きなく治療に向かえるよう温かみのある町であることが非常に大切と考えます。

二点目として、国から国民一律十萬円の特別定額給付金、町から町民一人当たり一萬円の経済対策支援金により、私たちの生活の不安は軽くすることができました。しかし、この給付金対象者は今年の四月二十七日までに生まれた人となっています。このコロナ禍の中、家族との面会も制限され出産をされた方、これから出産に臨む方もいらつしやいます。今年四月一日から明年三月三十一日までに生まれるお子さんは将来の同級生であります。基準日の前後に差異なく町独自の給付をしていただくお考えはありますか。

問題は新型コロナウイルスを正しくおそれることが重要であると思います。

正しい情報に基づき冷静に判断していくことが一番大事で大切であり、正しい情報の発信を今後も引き続き行いながら、併せて、こうした宣言等の必要性なども検討していきたいと思

います。町としての宣言などについては、形骸化しないよう慎重に考えていきたいと思

います。二点目の四月二十八日以降に生まれた子供の給付金についてであります。行政報告の中でも触れましたが、草津町における特別定額給付金と草津町独自で行った町民経済生活支援事業

については、対人口比で九十九%以上の町民に対して総額六億八千九百十三万円の給付を行うことができま

した。わずか三か月間でこうした成果を出すことができましたものも、町民の皆様のご協力のたまものであり感謝を申し上げる次第でございます。

議員から提案のありました四月二十八日以降の出生児に対する給付金については、既に取り組んでいる自治体があることは承知しており、感染症対策というよりも少子化対策の一環として検討していく必要があるのではないかと考えております。

今後、国の動向や全国的な地方の取組などについて引き続き情報収集を行いながら、その是非について検討してまいりたいと思

います。



市川祥史 議員

コロナ禍における  
情報発信について

今年3月から本格化したコロナ禍に於いて、行政から出す情報が重要度を増し、スピードもより求められる様になったのではと感じている。

※一般質問は質問者の責任で編集されています。

町では、迅速に対応し、様々の補助・支援をしてきました。しかし、情報が行き届かない為か若い町民から「マスクが届かない、区費を払ってない町人は受け取れないのか。」また、定額給付金の際、「10万は入るのが分かっていたが、1万が追加されていてラッキーみたいな人が多いのでは。」などの意見があった。

く、SNSの活用は必須と言えるのではないかと。2015年12月に湯本議員が災害連絡体制についての一般質問に対する回答は「ツイッターの活用を考えている。姉妹都市の葉山町でもツイッターを活用しており、それらの成功例を参考に実施していく。」とあった。緊急情報はツイッター、福祉・生活情報はLINE等目的別の運用。または、予告やアップしましたなどの通知だけでも良いと思う。何が問題で進まないのか。進んでいるならばいつからのSNSで運用を考えているのか、具体的にお答えを頂きたい。

町長

世代間における情報発信の方法については、インターネットから口コミまで非常に多種多様に渡り、世代間での差異が大きくなっている。

若い世代から高齢者の世

代まで広く情報を伝える事が重視されており、そのために回覧や折り込み広報紙を通じて広報が主となり、SNS等を利用した情報提供の優先度が役場内あまり高くないといった現状があるのも感じている。

十代から四十代のスマホ世代に対しては一番身近なラインやフェイスブックなどを活用した情報提供も効果があると考えており、特に国内登録者においては、八千四百万人以上が利用し、フリープランなどの設定があるラインについては、ランニングコストとセキュリティ面を調査し、導入に向けた検討を行いたいと思う。

尚、マスクについては、行き届かなかった町民に対して総務課にあれば配布する広報をしたところ、相当数の数が総務課に取りに来ていただいた。

COCOAの推奨について

新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAについてですが、厚生労働省より8月21日からのアプリに接触通知が届いた者に対し、希望者はPCR検査を行政検査（公費）として受けられるように自治体に通知した。とあります。

観光で成り立ち、あらゆる場所から観光客が来る草津町に於いては、検査体制を整えて頂いた今、町民に積極的にダウンロードを推奨し、少しでも安心が得られる体制を周知してはと考える。以上に関し回答をお願いします。

町長

新型コロナウイルス感染症対策として、国が導入を進めている接触確認アプリCOCOAについては、全国で1567万件のダウン

ロード数であり、まだまだ普及されていないのが現状であるが、町としても積極的な活用を促す広報活動を併せて行っていききたいと考えている。

尚、行政検査は、都道府県保健所、保健所設置市及び特別区において濃厚接触者等のPCR検査が必要と認められた者に対して行われる検査です。そこに加え、アプリで通知を受けた者に対しても対象とするよう通知がされた。このアプリによる感染者への接触情報の早期把握については、感染蔓延の防止からも非常に重要なことであると思う。西吾妻地域外來・検査センター」が設置され、行政検査体制の拡充が図られており、国からもアプリの利用が推奨されていることから、町民の方々にもホームページ等に掲載し利用を即したいと考えている。



有坂太宏 議員

## 今後のコロナ対策について

新型コロナウイルス感染症による感染者が全国で増加しています。対策と言えば、三密を避けた新しい生活様式の徹底や外出自粛などを呼びかける市民頼みだけです。町民の不安、経済困窮は増大するばかりです。草津町においては、他町村とも比べ、早い段階から、福祉・教育・事業支援等多岐にわたる施策をしていたので、心から感謝を申し上げます。しかしながら、現在のコロナ禍における世の中の状況は刻々と変わっています。今後のコロナ対策について質問します。

**Q1** 現在公費負担で行われている抗体検査は、九月三十日まで。十月一日以降、抗体検査等にどのような考えなのか聞きたい。また、町民の方からは、ふるさと納税を利用し、PCR検査の補助をし、積極的に検査をして欲しいと寄せられている。今後の対策は？

**Q2** 人との接触が避けられない医療従事者、高齢者介護施設、福祉施設、保育園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員のPCR検査や抗体検査や行動歴を把握しているか。また、職員等に検査等を検討しているのか。

**Q3** 国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分が六月二十四日に発表されている。草津町には、1億2686万2千円が割り当てられている。内容は、家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応分として352万9千円、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対

応分、9173万3千円となっております。我が町は観光業で成り立っている。雇用と暮らし、営業を守るための対策の強化。また、政府の休業・減収支援を漏れなく申請できるよう周知徹底と相談窓口の整備を業界団体とともに進めていただきたい。また、倒産・解雇・雇止めを防ぐための支援をこの地方創生臨時交付金で対応して頂きたい。

## 町長

**A1** 七月十五日から町内三医療機関及び西吾妻福祉病院の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の抗体検査を実施している。これに併せて、西吾妻地域外来検査センターが開設、行政検査体制の拡充が図られた。

十月一日以降の抗体検査は、これは医師からの要望。季節性インフルエンザの予防接種が始まることから、各医療機関の負担の増大にならないよう九月三十日ま

で。医療機関の意見も考慮しなければならぬ。PCR検査の補助については、西吾妻福祉病院で、現在はPCRが出来るようになってきたが、直ちに誰でも出来るということでは無い。今後簡易な検査方法が普及し、どの医療機関も検査が出来るのが可能になれば、検査費用の補助について、前向きに検討したい。ふるさと納税は草津町に寄附をして頂く事に当たり、寄附者とその寄附金の利用を目的としている。目的の範囲内で対応が可能であるならば、どのように周知していくべきか、検討していく。

**A2** 個人のプライバシーの問題もあり、自治体が管理するべきものではない。観光が主産業である草津町においては、人との接触が避けることができず、施設、事業所の数も膨大。各施設、事業所において健康観察、行動歴、適宜把握、管理をしていただき、PCR検査

が必要な状況が見られたときには、感染者コールセンターや医療機関に相談の上、適切な処置をお願いしたい。医療の仕組みが変わっていく、コロナ対策には万全を期したい。

**A3** 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金は、一次配分で、町民一人当たり一万円を給付した、草津町町民経済生活支援事業、また町内の事業者を対象とした給付事業で草津町事業給付金事業、町民の生活と事業を守る事業等々、これらに使っている。これらの事業以外にも既に実施済みのマスクや消毒液の購入など、新型コロナウイルス感染予防対策費や草津町独り暮らしで高齢者への配食（弁当配り）など、今後対応していかなければならない感染症予防対策のために事業や町内活性化のため、当該交付金を有効活用していく。

各施設、事業所において健康観察、行動歴、適宜把握、管理をしていただき、PCR検査



安井尚弘 議員

一人暮らし高齢者の健康状態について

一人暮らしの高齢者（五百四十名）の健康状態について、又その中に重傷者は？

町長

現在新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、実態調査は中止しているが、町独自に高齢者等について郵送による調査をして、65歳以上のすべてのかたに健康状態や生活実態などのアンケートを送付した結果、85%の回答を得ている。秋には新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で健

康診断を実施する予定で町民の健康状態に努力を重ねて参りたい。

なお、高齢者の重傷者の統計は取っていない。

スーパーもぐべえ前にバス停を設けて欲しい

昨年「生活を支える移動を考える」というテーマで奥田先生の後援会があり、高齢者のかたが多数（70名位）参加しされており、関心の高さを感じた。その中で体の不自由な方が、生活を支える買い物に数少ないスーパーを利用するため、バス停を要望する声があったが設置について町の考えを伺いたい。

町長

町内バスの運行について委託事業者であるJRバス

関東と協議し、福祉と観光の提供という両面を兼ね備え定着しているところである。道路運送法第4条の許可を取って運行しているため、バス停の設置は難しい。

なお、高齢者の方への交通対策として公共交通機関を利用しての通院が困難な方を対象とした介護タクシー事業や、障害のある方には福祉タクシーの利用も拡大している。

さらに今年度より社会福祉協議会において買物支援バスの運行も始めた。これは月に一度予約制になるが、町内外のスーパーと自宅の送迎と、買い物中も荷物を持つなどのサポートするものである。

まだ始まったばかりの事業だが、周知が進み利用が増えれば町民の利便性が高まるものと思われるのでご理解をいただきたい。

コロナ対策のマル適マークに代わるものの配布について

この度新型コロナウイルス感染症予防のため、飲食関連の事業主は受け入れの厳しい規制要請に基づき、その対策に全力で取り組んで、怯えながらの営業を余儀なくされている。お客様が安心して利用できるマル適マークを町として配布したかどうか。

町長

マル適マークについては、群馬県のストップコロナ！対策認定制度において各種業界団体が定めたガイドラインに基づいて感染症対策を適切に行っている店舗を群馬県が認定し、認定ステッカーを配布する事業である。

草津町でも草津温泉観光協

会が船頭を切る形で草津町商工会及び草津温泉旅館協同組合の業界3団体に対策指標を策定し、「安心」PRツールでの対応をすでに始めている。

草津町でも業界のこうした自主的な取り組みをぜひ後押しを行っていききたいということで、感染症防止対策支援事業補助金を予算化し、県のマル適マークや業界3団体の対策指標を行う事業者に補助金を出すこととした。

感染防止のための飛沫防止用のパネルやシート、消毒液、非接触型体温計などの備品の購入費用に対して4分の3の補助率で、補助金額の上限を10万円としているので、積極的に感染症予防対策に取り組み、この補助金を有効に活用していただきたい。

# 令和2年8月11日 全員協議会 が開催されました

## 協議時事項① 新井祥子議員の除名にか かる審決

令和元年12月2日の令和元年第六回草津町議会定例会において電子書籍への告白や、議場における不穏当発言により除斥の懲罰が科されて失職しました。

令和元年12月10日、新井祥子氏は、地方自治法第258条で準用する行政不服審査法第25条第3項の規定により群馬県知事に対して執行停止申立書を提出し、令和2年2月7日に群馬県知事により、この執行の停止が認められ令和2年2月10日に議員の身分を回復しております。

除名処分自体の取り消しを求めた審決申請は、令和2年12月9日に群馬県知事に提出されており、群馬県自治紛争処理委員会により7回の会議が開かれ、その結果、令和2年8月6日付

で草津町議会が行った本件処分を取り消すといった審決書が処分庁である草津町議会は受理してあります。草津町議会としてはこの審決に対しては真摯に受け止め、これからの議会活動に反映したいと考えます。

## 議員からの意見

◆町民の代理人である私たちは新井議員のこの行為を許せるのか。虚偽と認識しながらデマを流布することは犯罪であり、こんなことが許されたら、誰も安心して生活ができない。

◆昨年4月に町会議員の選挙があり、新井議員の住民票の届け出鈴木アパートとなっているが、現在は草津大蔵アパート。大蔵さんに尋ねたところ、貸していないとのことだが水道の使用届は出ているのか。議会関係の配りものはどこへ届けているのか。

◆議員の被選挙人資格は立

候補する時点で3カ月以上前から居住をしていなくてはならないが、居住していない場合は当選無効ではないか。

◆新井議員の発行する「しよこたん通信」で平成29年に掲載された内容について、視察研修をキャンセルした2名の議員のキャンセル料は公金から支払われたと記述されたが、キャンセル料は自費で支払い、領収書もある。この記述に関するが「確認中」という回答しかない。

◆同じく「しよこたん通信」では、ある一定の人が行ったことを誹謗中傷することを行ってきた。

◆審決書にも書かれているように審決結果と発言内容や真意について関連がありません。しかし新井祥子議員の行ったことは、青少年を傷つける大きな問題。地方自治を離れても人間の真偽、誠実性から逸脱してい

る。

行政側からは、水道料の納付切符が本人に届くのは当たり前であり町民の証です。全国的に選挙時の居住実態で当選無効となる事例があるとの説明がありました。

## 協議時事項② 時間湯問題

時間湯問題について局より説明がありました。

3月定例会中に行われた温泉温水対策特別委員会

「時間湯」の商標登録について議論されましたが、温泉温水対策特別委員会は3月9日(月)に行われたものでしたが、3月13日の

(金)には特定非営利活動法人草津湯治の会から商標登録の申請が出されておりました。時間的なことから、委員会から情報が漏洩したとも考えられるが、草津町で150年以上続く「時間湯」を私物化し法律上登記

## 協議時事項③ 頌徳公園の貸借問題

令和2年7月9日の臨時会にて議題になった頌徳公園の賃貸問題の進捗状況について質問がありました。

当局より本格的に測量会社を入れ調査を行ったところ、草津町の都市計画公園の敷地内にカーポートが入り込んでいることが分かり都市公園法並びに草津町条例に基づいた手続きを取っていくとの報告がありました。

しようとしている行為は到底許されることではない。地蔵のお風呂は素晴らしいお風呂だと思えますので、違う形で利用するかどうか草津温泉を訪れるお客さんのために前向きに考えます。

# 新井祥子議員の居住実態に関する調査をするため 資格審査特別委員会を設置

令和2年9月1日  
全員協議会

新井祥子議員に対し「資格決定要求書」が提出されました。

## 提出理由

居住実態とは、そこに生活をしている実態のこと言。埼玉県新座市では、住所の転入届は出ているが水道・光熱費がほとんどないことで居住実態がないと判断され、当選無効となった。また、狭山市でも水道使用量が全く無いこと、電気の契約は当選から2か月後であつたということで当選無効となった。

今回の資格決定要求書提出の大きな理由として水道が使われていないこと、銀行口座の出金場所が選挙区域内になっていないということということで居住実態がないと判断したので動議提

出とした。

居住実態が必要なのは市区町村議会だけであり、その理由として地域密着型、地域の一員として活動することを前提にしているため、地域の実情をきちんと知っている必要がある、地域の一員となるため最低条件として居住していただければいけないためである。

## 資格審査 特別委員会を設置

新井祥子議員に対する資格決定要求書が提出されたことから「資格審査特別委員会」が設置されました。次のおり委員が決定しました。

### 【構成委員】

委員長	宮崎 謹一
副委員長	市川 祥史
委員	宮崎 公雄
委員	中澤 広夫
委員	湯本 晃久
委員	金丸 勝利
委員	有坂 太宏

令和2年9月7日  
全員協議会

後藤文雄議員から、初日に行われた決算総括質問における不納欠損の件、並びに温泉温水対策特別委員会における温泉分担金に関する審議内容について行政の説明が不十分であるとして、全員協議会開催の動議が提出されました。

## 趣旨（後藤文雄議員）

今回の決算議会の議案において不納欠損の項目がいくつかり、そういったことで総括質問があつたと思うが、行政側でも差し押さえをするなども時々耳にする。しかし、初日の説明の中では、いくらぐらいの不能欠損だったのか、なぜ差し押さえをしなかったのか、差し押さえをしていれば多少の回収は可能だったのではないか。疑問に思う

こともある。申請をした会社の代表取締役も今日はここにいるが、甥御さんが町長ということで私たち町民は色々な角度で想像する。やはり公人である人間は疑問に思うことはやってはいけないと思って、普段から議員として活動させてもらっており、李下に冠を正さずということもある。

町側も言っていることと悪いことがあつたのか、言葉足らずであつたのできちんと説明をしていただきたい。

温泉温水対策特別委員会を傍聴した中で、草津町温泉使用条例は先人の方たちが草津温泉を守る大変厳しいものであると思つている。私の経験上の知識だけで見ても数億円にもなる分担保金が未払いになるのではないかと思つたので納得のいく説明をいただきたい。

## 町長

税の問題については守秘義務があるため、固有名詞は避けていきたいが当該事業者が民事再生法の手続きを取りその手続きの枠から離れた中で事務処理をしているのは事実。その中で町の町長と中澤康治議員とが申請書を出し、税について特段の配慮ということ、結果、内容については言えないが処理をしている。私は既に済んだことでありその問題には触れてこなかった。しかし、総括質問において、こういった配慮が「相手に貸をつくる、悪の温床につながる」として中澤議員自らが税の処理について私に指摘した。波風を自分で立てた。ただ私が町長になつても今後再生するだろうという解釈の中で滞納処理を法律に基づいて慎重に処理してきた。どこまで町長職権でできるか自問自答し、以前よりは厳しい滞

# 中澤康治議員の行った 決算総括質問の内容について協議

納処理であったと思う。

温泉権は私だけの許可権という訳ではなく究極的には議会の議決という条例上の意味から議会に許可権がある。逃げるわけではないが議会の皆様方にも責任がある。当該事業者の温泉権は民事再生法の処理とともに個人から法人、また個人へ移しており、そのたび移転分担保は発生する。これは、家を残すため、あるいは分担保金逃れと言われても仕方がないものである。

## 中澤康治議員

温泉名義は法人に統一すべきと思っていたので私が率先して会社名義とした。私が個人名義に戻すよう申請したとあるが、昨日も一昨日も論じ合ったが私が役員会で決定したことは全然覚えていないと言っている。

## 議長

今の発言には町長が文書をもって説明します。

## 町長

個人の名前に戻してほしいと、貴方の名前の記載がここにある。知らぬ存ぜぬは通らない。

## 中澤康治議員

代表印というのは持ち出しもできない。私はサインはしていない。これは他の人が申請している。会社の名義と引湯者の名義は同一であるべきだということを前から主張している。

## 議長

只今の書類を全員に配布してください。後には回収します。

## 町長

私の責任でコピーを配布します…。

当該事業者の取締役会議事録を添付して平成〇年に申請された〇〇〇〇についての書類の写しが回収を条件として配布されましたが、中澤康治議員は「私のサインと違う、ちよつと納得が

いきません」と発言し、公租公課は民事再生法では時効にならないのであれば是非生かしてほしい、できるだけ、そんなに大きな金額ではないが支払っていきたいと思っている等と発言しました。

町長からは、書類が偽造であるとかは自身の会社内部のこと、時効となった税を収納する方法はない等が発言あり、他の議員からは、温泉移転の件は 今後の公平感の保持からも町側はしっかりした対処をしてほしい、税の問題は行政側もよく調査を、決算総括質問における「悪の温床」等の発言は撤回したほうが良い、居直らないでまず謝罪から、等の発言がありました。

## 議長発言による

### 新井祥子議員に対する懲罰動議

新井祥子議員は令和2年9月定例会を体調不良により欠席したが、会期中に役場前を歩いている、自身の通信紙を新聞折り込みにより発行するなどの行為は、議長において正当な理由なく会議を欠席したと判断せざるを得ない。よって新井祥子議員に対し地方自治法137条の規定によって懲罰動議が出されました。

## 懲罰特別委員会の設置

- 委員長 後藤文雄
- 副委員長 市川祥史
- 委員 宮崎謹一
- 宮崎公雄
- 金丸勝利
- 有坂太宏

## 科された懲罰の種類

戒告

## 委員会の結論

7日間にわたり体調不良

が続く重病であることが推察される者の行為とは思えず、草津町議会議員としてあるまじき行為である。これらの行為にも関わらず、電話による欠席連絡の際に要請した欠席届は、本会議最終日においても提出がされていない。

これは、議会を軽視しており、議会の規律を保っていないという大半の意見から、議員全員が襟を正すべく、本件について懲罰に値する行為であるという審議結果に至り、当委員会としては戒告の懲罰とすることに決定した。

## 地方自治法第137条とは？

正当な理由なく欠席した議員について議長の権限による懲罰を定めたもの

# 新井祥子議員の居住実態について全員協議会が開催されました

9月定例会を体調不良で欠席された新井祥子議員は、欠席届と診断書を提出されましたが、診断書に記載のあった住所は鈴木アパートになっていました。

新井祥子議員は令和元年10月に鈴木アパートから大蔵アパートへ転居された後も、群馬県に提出した審査申請書などは鈴木アパートの住所を使用するなど居住に関する疑問と、また議会活動としてということが議会で求められているのか全般的に協議したいとの動議が提出され、全員協議会を開催しました。

## 新井祥子議員の居住実態

**問** 大蔵アパートのオーナーから貸していない、お金は貰っていないと聞いている。どうしてこのような状況になっているのか。医療機関を受診し、使用した保険証の住所と居所が違うのは大変問題。

**答** アパートに関しては賃貸契約書があり、契約日は平成27年1月1日。契約書

には、契約の継続に関する記載もある。この社長は私の後援会副会長で、社長のご厚意により借りている。居住は大蔵アパート、鈴木アパートは、議会資料が多く荷物置き場と郵便物の送付先として一時貸借をしている。診断書に記載されている住所について、保険証の住所変更の不備があったと思うので確認し訂正する。

**問** 群馬県に提出した審査書は12月9日付で提起されているが、新井議員の住所変更は令和元年10月28日である。転居前の住所を記載した理由は？

**答** 弁護士に住所変更したが、大蔵アパートは盗難、紛失の懸念があることを伝えたところ、重要な書類のため確実に受け取れる住所ということから鈴木アパートの住所とした。そのことについての正当性は弁護士に聞いてみる。

## 後援会の届け出

**問** 後援会はこの組織に入るのか。県に後援会の届け出をし、毎年事業報告書も提出するものだが、事業報告書しているのか。議会議員なのだからきちんとしてほしい。水がない所で誰が住めるのか。

**答** 後援会は個人の後援会。水道に関してトイレは汲み取り式のため下水道は使用していない。上水道は入居時に壊れていて使用していない。ペットボトルを使用している。

## 新井議員からの要望

**議長** 新井議員より弁護士の委員会傍聴と、議場で懲罰説明時の同席許可を要望されたが、議会は選挙で選ばれた人がここで発言をすることができものであり、弁護士といえども議会議員の代理をすることはできないと考える。従って弁護士と同席は認めない。

**意見** 議会議員として出席

している以上は、自分が述べた発言は全責任を持たなくてはいけないことを肝に銘じておくべき。

**意見** この全員協議会の内容を精査、議事録の確認をし、継続審査になっている資格審査特別委員会を開催し、しっかりと結論を出したい。

## 中澤康治議員 陳情書に関する弁明

「温泉名義の移転の不透明事案の調査と開示を求める陳情書」について、中澤康治議員の弁明です。

施設と引湯者は同一の名義であるべきだと観念を持っているので、個人名義であったが、会社名義にした。その後のことについては私には関係ない。

民事再生法は同じ会社が継続するもので、私の考え通り会社に引湯名義と施設とか同一名義であると思っていたが、いつの間にか会社の名義が変わっていた。

民事再生法を申請したのは2009年4月6日、2009年4月20日に公租公課の減免の願いが出され、書類を出した記憶がない。そして翌月の5月20日に引責辞職をした。

陳情書には現職の議会議員のしたことから精査をとあるので、私の状況を調べて構わない。

私が後藤議員に向かって無礼者と言ったが取り下げ、陳謝する。

私の総括質問で申ししたことについて言う資格がないと言われるが、言論は聖人君子でなければ何も言えないのかということになる。そういう意味で色々なことを言うて議論することが良いと思う。

時効がないと書いてあるとおりで、私の今できることで返していきたいと思っている。

草津町議会議員政治倫理条例を協議事項として全員協議会が開催されました

協議に先立ち「インフル  
エンザ予防接種における町  
民補助について」町側から  
報告がありました。

**町長** インフルエンザ予防  
接種について国は65歳以上  
の方を無料化する方針。こ  
の年齢から離れた方の不足  
額全額を公費負担する。コ  
ロナ対策の第2弾として  
コロナを発生させないた  
めに、全国でも事例があま  
りない思い切った判断であ  
る。

**副町長** 現在は0歳から18  
歳、及び65歳以上の方は  
接種費用4千500円のうち  
3千500円を町が負担して個  
人負担千円で予防接種が可  
能。19歳から64歳の方は全  
額個人負担となっている。  
このうち0歳から18歳の個  
人負担千円、19歳から64歳  
の方の4千500円全額を公費  
負担する。65歳以上の方の  
個人負担千円は群馬県が補  
助決定しているため、これ  
により全町民が無料とな  
る。  
費用総額は全員が接種し  
た場合1460万円。医療  
機関の負担を無くすため一  
旦接種費用を医療機関に支

払った後、保健センター窓  
口へ領収書を持参いただき  
申請してもらう。既に開始  
しており領収書を持参した  
だければ遡って補助となる  
全町民公費対象というこ  
とだが、ワクチンの確保体  
制はどうか。

**健康推進課長** 医療機関に  
より入荷状況に差があり一  
概に充足とも言えないが接  
種は受けられると思う。

**町長** 突然判断した予算で  
あり予備費対応、今後の補  
正予算についてご了解いた  
だきたい。

○全員協議会  
(後藤文雄議員)  
草津協議会議員政治  
倫理条例

草津町議会議員政治倫理  
条例の第3条第2項「議員  
の権利又は地位を利用して  
不正と思われる行為をしな  
いこと。」を改正案「議員  
は、その地位を利用して、自  
己の利益を図る行為又は虚  
偽により議会、議員、町及  
び町民の名誉を著しく傷つ  
け、信用を失墜するような  
不名誉な行為をしてはなら  
ない。」に改正する提案。

倫理と言っても要は道徳で  
あり今更言われなくとも当  
たり前という方もいると思  
うが、議会運営の中で問題  
があると感じていたので見  
直しを検討したく議員各位  
のご意見を頂戴したい。

**湯本晃久議員** 「不正と思  
われる行為」に関する内容  
は削除せず改正案の項を追  
加してはどうか。

**新井祥子議員** ハラスメン  
ト防止について近年非常に  
厳しくなっており追加して  
はどうか。

**宮崎謹一議員** 議員でなく  
とも一般常識。あまり細か  
くすることもないと思う。  
倫理条例という位置づけで  
あり議員として最低限守ら  
なければならぬという条  
例であると理解している。

**安井尚弘議員** 不正行為に  
は疑惑を持たれるような行  
為という表現も付け加えて  
はどうか。

**中澤広夫議員** 「虚偽によ  
り」とあるが発言や行為を  
つけて具体的に表現しては  
どうか。

**金丸勝利議員** 前期の議会  
において特別委員会 しつ  
かりと襟を正すべき。条文  
を付け加えなければならぬ

い行為は非常に残念。

**有坂大宏議員** 各地の議会  
基本条例を調べてみたが、  
草津ほど詳しい規定はな  
い。実態として情けない。

**中澤康治議員** 虚偽により  
とあるが、虚偽が正しい  
のか正しくないのかどうや  
って判定するのか。倫理条  
例に一番必要なのは正義と  
真実に基づくと、これを重  
視するということをまず入  
れるべき。

**宮崎公雄議員** 倫理条例は  
議会議員というよりも人間  
として、議会、行政に対す  
る接し方を決めるもの。今  
日も庁舎の廊下等に、撮影  
や録音を禁じるといった町  
長名の注意書きが貼られて  
いる。前回の委員会におい  
ても傍聴議員がトイレへ行  
つてくると言って電話をか  
ける行為があった。こうい  
った行為を全部取り上げる  
ことは無理。議員としてや  
つてはいけないことを心に  
誓わなければいけない。こ  
ういった町長名の張り紙、  
何かあったのか？

**町長** 倫理条例については  
違法、不当、不正いろいろ  
書き方がありますが議員提案と

して整合性を取ってほし  
い。

宮崎議員の質問の張り紙  
の件、庁舎内で恐ろしい行  
為が行われていたことが判  
明したので各所へ張り出し  
た。大変遺憾なできれい  
ごとではなく恐ろしいこと  
をすることをわかつてきた  
ので法律解釈も含め  
毅然と対応したい。盗聴、  
盗撮があったので管理者と  
して張り出した。

前橋市における新井祥子  
議員、中澤康治議員の記者  
会見、新井議員が自分を誹  
謗した内容であることを理  
由に役場庁舎内で録音した  
音声データを自身のブログ  
等への公開、新井議員本人  
は否定した以前の議会本会  
議休憩中の傍聴席の撮影と  
思われる行為や千代の湯に  
おける浴場内の撮影行為に  
対し、両議員自身の考えを  
問い直し、各議員からは、  
非常に問題で不適切である  
ことが強く指摘された。倫  
理条例については12月定例  
会で改正を予定。

# 議案一覧および審議結果

	出席者数	賛成	反対	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					有坂太宏	市川祥史	安井尚弘	新井祥子	金丸勝利	中澤康治	湯本晃久	中澤広夫	後藤文雄	黒岩卓	宮崎公雄	宮崎謹一
一般会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
介護保険特別会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
水道事業会計決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
温泉温水供給事業決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
千客万来事業会計決算認定	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
国民健康保険条例の一部改正	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
一般会計補正予算（第5次）	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第1次）	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
温泉引用者移転許可	11	9	0	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
草津町教育委員の任命同意	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
[発議]「愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！応援キャンペーン」再実施を求める意見書の提出	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
人権擁護委員候補者の推薦	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
[発議] 新型コロナウイルス感染症の影響の伴う財産の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
吾妻環境施設組合議会議員選挙	11	10	0	可	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	—	○	○
[動議] 新井祥子議員に対する資格決定要求書	11	9	1	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
[動議] 新井祥子議員に対する懲罰	11	9	1	可	○	○	○	欠	○	×	○	○	○	—	○	○
[9月臨時] 草津温泉地蔵高台施設等の設置及び管理に関する条例の制定	11	8	2	可	○	○	○	×	○	×	欠	○	○	—	○	○
[9月臨時] 一般会計補正予算（第6次）	11	8	2	可	○	○	○	×	○	×	欠	○	○	—	○	○
[9月臨時] 財産の取得	11	10	0	可	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	—	○	○

可…可決 否…否決 ○…賛成 ×…反対 議長は採決に加わらない為「—」で表示しております。

## 議会内容をインターネットで見られます

### 視聴方法

（下記のいずれかの方法でご覧ください）

- 草津町議会本会議中継録画配信ホームページ  
(<https://www.kusatsumachi-gikai.jp/>)
- 草津町役場ホームページ  
(<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>)  
のトップページから  
「草津町議会」→「本会議中継録画配信」
- インターネット検索  
「草津町議会」で検索

議場へ傍聴にお越しになれない多くの町民の皆さんに議会で話し合われている内容を、インターネットを通しご自宅でご覧いただけます。



※今回の「忙中感記」はお休みさせていただきます。

